(公印省略) 伊監第14号 令和5年4月24日 (2023年)

様

伊丹市監查委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山薗 有理

# 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 14 項の 規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

# 1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

総務部	_	総務課、管財課、契約・検査課
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課、介護保険課
	生活支援室	支援管理課、生活支援課、自立相談課、 こども福祉課

# 3 措置を講じた部局

総務部	総務室	管財課
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課
	生活支援室	支援管理課、こども福祉課

# 4 監査の期間

令和5年(2023年)1月13日~令和5年(2023年)3月22日

5 監査結果提出日

令和5年(2023年)4月12日

6 措置の内容

別紙令和5年(2023年)4月19日付け伊総総管第48号、令和5年(2023年)4月19

日付け伊健地地第 124 号、令和 5 年 (2023 年) 4 月 18 日付け伊健生支第 55 号の通知文書のとおりです。

(公印省略) 伊総総管第48号 令和5年4月19日 (2023年)

伊丹市監查委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山薗 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

総務部 総務室 総務課、管財課、契約・検査課

2 措置を講じた部局

総務部 総務室 管財課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和5年(2023年)1月13日~令和5年(2023年)3月22日

5 措置の内容

別紙のとおり

#### 指 摘 事 項

# 講じた措置

# 1 収入事務について

# (1) 市役所内駐車場の利用料金免除に係る内規 について

市役所内駐車場は、指定管理者による利用料金制を採用しています。利用料金免除については、指定管理者が伊丹市立駐車場条例第 12 条に基づいて実施しており、対象となる自動車を伊丹市立伊丹市役所内駐車場規則第 7 条第 1 項に定めています。

規則第7条第1項第5号に規定する「市の事務事業等に関する自動車で、市長が特に必要と認めるもの」については、内規「市役所内駐車場の料金免除の取扱いについて」において「(1)市主催事業の招待者の自動車、(2)国または他の公共団体の自動車、(3)法令又は条例等で定める委員会または審議会等の会議出席者の自動車」とし、管財課長が内容等の確認を行っています。

しかし、当該内規については、決裁が保存されておらず、決裁権者が不明でした。

今日的視点で利用料金の免除要件を精査し、 改めて所定の決裁手続を経て、内規を定めてく ださい。

#### 2 公の施設の指定管理について

# (1) 利用料金の承認申請手続について

市役所内駐車場及び保健センター駐車場に おいては、指定管理者による利用料金制を採用 しています。伊丹市立伊丹市役所内駐車場規則 第6条では、指定管理者は、利用料金の承認を 受けようとするときは、当該利用料金の額その

利用料金の免除要件を精査し、内規の制定に向けて検討します。

利用料金に係る承認申請手続を適切に行うよう指定管理者に指導します。

総務部 総務室 管財課

指摘事項	講じた措置
他市長が必要と認める事項を記載した申請書	
を市長に提出しなければならない旨等の承認	
申請の手続が定められています。しかし、承認	
申請に係る手続が行われていませんでした。	
利用料金に係る承認申請手続を適切に行う	
ように指定管理者の指導・監督を行ってくださ	
V' <sub>o</sub>	

( 公 印 省 略 ) 伊健地地第124号 令和5年4月19日 (2023年)

伊丹市監查委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山薗 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

# 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

健康福祉部 地域福祉室 地域·高年福祉課、介護保険課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 地域·高年福祉課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和5年(2023年)1月13日~令和5年(2023年)3月22日

5 措置の内容

別紙のとおり

指 摘 事 項

講じた措置

#### 1 支出事務について

# (1) 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営費補助金について

伊丹市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)は、老人クラブに対する指導事業及び高齢者の幅広い社会活動の促進のための諸事業を行っており、市は市老連に対し、老人クラブ活動等社会活動促進事業運営費補助金を交付しています。

補助金等の交付に関する規則第 12 条には、 市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨が、第 14 条には、補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めなければならない旨が規定されています。

令和3年度の交付事務を確認したところ、実 績報告書が提出されておらず、実績報告書の審 査及び補助金の額の確定が行われていません でした。定期監査の調査期間中に実績報告書の 提出を求めたところ、補助対象事業の一部が実 施されなかった等の理由により補助金の返還 を要することが判明しました。また、支出の大 半が事業活動に係る分配金でしたが、分配金の 使途が不明確な状況でした。

令和3年度の補助金について、早急に審査、 補助金の額の確定及び精算手続を行ってくだ さい。また、今後は、規則にのっとり適正に補 助金交付事務を行い、分配金の使途についても 老人クラブ活動等社会活動促進事 業運営費補助金について、令和3年度 の実績報告書の提出を求め、分配金も 含め審査した結果、補助金の額の確定 及び精算手続を行い、当該団体より返 金を受領しました。

今後は、補助金等の交付に関する規則を遵守し、適正に補助金交付事務を 行います。

健康福祉部 地域福祉室 地域·高年福祉課

#### 指 摘 事 項

講じた措置

確認して、補助金の額が適正であるかを審査してください。

#### 2 財産管理について

#### (1) 備品の管理について

伊丹市会計規則第 106 条では、物品管理者及 び物品担当者は、物品の保管について、善良な 管理者の注意を怠ってはならない旨が規定さ れており、備品台帳を適切に管理する必要があ ります。

地域・高年福祉課が所管する備品について確認したところ、以下のとおり改善すべき点がありました。

#### ① 貸与物品について

地域福祉総合センター、神津福祉センター 及びサンシティホールは、指定管理者によっ て管理運営されており、地域・高年福祉課所 管の備品が使用されています。これらの備品 については、基本協定書に基づき、市が指定 管理者に貸与し、両者で貸与物品一覧表を保 有し管理しています。

それぞれの施設の備品を抽出して調査したところ、備品台帳と貸与物品一覧表に登録された備品で現物のないものが、地域福祉総合センターで19件中7件、神津福祉センターで16件中3件、サンシティホールで160件中17件ありました。既に廃棄しているものについて廃棄手続を行い、備品台帳や貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

② 庁内備品について

指定管理者に貸与している物品について、現況調査を行っているところです。調査が完了次第、その結果に基づき、既に廃棄しているものについて廃棄手続を行うなど、備品台帳や貸与物品一覧表を正しいものに改め、今後は適切な管理を行います。

健康福祉部 地域福祉室 地域·高年福祉課

# 指 摘 事 項

地域・高年福祉課が管理する備品を確認したところ、7件中4件について、備品台帳上の所在が誤っていました。備品台帳を修正するとともに、今後は適切な管理を行ってください。

# (2) 災害義援金に関する事務について

地域・高年福祉課は、災害義援金に関する事務を担い、市役所及び支所・分室等の施設に義援金箱を設置し、集まった義援金を出納帳に記入し、日本赤十字社兵庫県支部伊丹市地区事務局(伊丹市社会福祉協議会)に引き渡し、引渡簿に受領印を受けています。

令和4年度の出納帳、引渡簿及び現金の現在 高を確認したところ、出納帳への記入漏れによ り現金の現在高と出納帳残高が一致していま せんでした。また引渡簿備考欄の記載誤りが2 件見受けられました。

出納帳及び引渡簿の様式やチェック体制を 見直し、適正な事務を行ってください。

なお、国において日本赤十字社の活動資金に 関する業務について、公金以外の現金としての 取扱いを見直す検討がされています。国の動向 に注視して適切に対応してください。

#### 3 公の施設の指定管理について

# (1) 指定管理者との連絡会議について

サンシティホール及び神津福祉センターの 指定管理において、基本協定書では、指定管理 業務を円滑に実施するため、連絡会議を開催 し、情報交換や業務の調整を図る旨が定められ

#### 講じた措置

備品台帳上の所在が誤っていた 4 件について、所在の修正を 3 件、廃棄 処理を 1 件行い、備品台帳を整理しま した。今後は備品の適切な管理を行い ます。

災害義援金に関する事務について、 これまで出納帳及び引渡簿をノート に手書きで記入していたため、記載誤 り等につながっていました。手書きノ ートを廃し、エクセルにて記入様式を 作成しました。今後は、記載誤りを防 ぎ、適正な事務を行います。

また、災害義援金の取り扱いについて、国の動向を注視し、適切に対応します。

指定管理者との連絡会議について、 担当者による打合せは随時開催して いましたが、定例的な連絡会議は開催 しておりませんでした。今後は施設の

健康福祉部 地域福祉室 地域·高年福祉課

# 指 摘 事 項

ています。地域・高年福祉課では、指定管理者│運営状況や収支状況の確認、更なる改 との事務連絡などは行われているとのことで│善に向けた対応等について、指定管理 したが、指定管理者との連絡会議は開催されて | 者と協議する連絡会議を定期的に行 いませんでした。

今後は、指定管理者との連絡会議を開催し て、施設の運営状況や収支状況の確認、さらな る改善に向けた対応等について、指定管理者と 協議を行い、その内容を記録してください。

# 講じた措置

い、またその内容を記録します。

( 公 印 省 略 ) 伊 健 生 支 第 55 号 令和 5年4月18日 (2023年)

伊丹市監查委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山薗 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

健康福祉部 生活支援室 支援管理課、生活支援課、自立相談課、

こども福祉課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 生活支援室 支援管理課、こども福祉課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和5年(2023年)1月13日~令和5年(2023年)3月22日

5 措置の内容

別紙のとおり

# 指 摘 事 項

# 講じた措置

#### 1 財産管理について

#### (1) 遺留金の取扱いについて

生活保護受給者が死亡した場合に預かる遺留金は、入出金管理簿に記入し、支援管理課内の金庫に一時保管し、葬祭扶助に要する費用に充当した後、残金を歳入歳出外現金として取り扱っています。また生活保護法施行規則第22条第2項に「(前略)遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、(中略)供託することができる。」と規定されています。

令和4年度の遺留金を確認したところ、令和4年9月7日に預かった遺留金211,259円が処理されずに長期間金庫に保管されていました。

遺留金は、平成 26 年度の定期監査において も指摘したところですが、速やかに歳入歳出外 現金として取り扱い、保管し、相続財産管理人 に引き渡すか供託する必要があります。今後は 遺留金を取り扱う生活支援課と協議し、遺留金 の取扱手順書の作成、入出金管理簿様式・チェ ック体制の見直し等を行い、適正な事務となる ように改めてください。 令和4年9月7日に預かった遺留金 211,259円は、令和5年2月24日に 歳入歳出外現金に入金し、供託に向け 準備を進めております。今後は「現金 の保管に関する事務取扱要領」に基づ き、適切に取り扱うとともに、生活保 護法施行規則第22条第2項に基づき 速やかに相続財産管理人への引き渡 し、もしくは供託を行います。また、 職員が遺留金を取り扱う際の取扱手 順書を作成するとともに、支援管理課 長に加え、生活支援室長・生活支援課 長が現金出納簿の確認を行うことに より、チェック体制の強化を確立して まいります。

健康福祉部 生活支援室 こども福祉課

指 摘 事 項

講じた措置

# 1 収入事務について

# (1) 督促状の送付について

伊丹市債権の管理に関する条例第7条では、 市長は、市の債権について履行期限までに履行 が行われていなかった 1 件につきま しない者があるときは、当該履行期限から 20 しては、該当の方に督促状の送付を行 日以内に 10 日以内の履行期限を指定して、そ の者に対し督促状により督促しなければなら ない旨が定められています。

令和4年度の状況を確認したところ、子育て 間で共有し、条例にのっとり、適切な 家庭ショートステイ弁償金にて生じた未収金 1 債権の管理を行ってまいります。 件について、督促状の送付が行われていません でした。

今後は、条例にのっとり、適切な督促手続を 行ってください。

ご指摘のありました、督促状の送付 いました。

今後は履行期限及び督促状による 督促が必要となる期限について、職員